

傷病・障害・遺族補償年金に関する定期報告書の提出について

1 提出期限 令和6年2月29日（木）必着

市町村長又は水害予防組合管理者は、毎年2月1日において、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給権者である者について、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、各年金に関する定期報告書を消防基金理事長に提出しなければならないとされています（支払請求書の様式等に関する規程（昭和49年7月16日基金規程第3号。以下「様式規程」という。）第4条の2）。

その趣旨は、少なくとも年に1回、被災団員等又はその遺族（以下「受給者等」という。）の傷病の状態や障害の程度、遺族補償年金受給資格の有無、同一事由による国民年金・厚生年金の給付状況等について調査し、各年金の支給内容が適正なものであるかどうかを確認するところにあります。

定期報告書が期限までに提出されない場合や事実と異なる内容で提出された場合には、支払の差し止め、過払いとなった年金の返還、内払処理による年金の支払停止又は減額調整による一部払いが発生することがあり、実際にも少なくない件数が生じています。

各市町村におかれましては、このような事態が生じないように、下記3及び4を踏まえて、必要な調査を行い、令和6年2月29日（木）の提出期限までに、必ず定期報告書を提出されるようお願いします。

2 報告書様式

定期報告書の様式は、[消防基金ホームページよりダウンロード](#)して御利用願います。

（「各種ダウンロード」→「公務災害補償・福祉給付」からダウンロードできます。）

3 報告書記入上の留意点

- ① 「傷病補償年金定期報告書」の「医師の証明」欄は、傷病の状態が確認できるよう詳細に記入願います。記入欄が不足した場合は、別紙に書き足しても差し支えありません。

なお、当該報告書作成のための医師の検査料又は文書料等の費用については、一定の金額を請求することができます。

- ② 「障害補償年金定期報告書」の場合、医師の証明は不要です。

- ③ 「遺族補償年金定期報告書」の「受給資格者」欄は、遺族補償年金支給倍数の算定基礎となる重要な情報です。受給権者への聞き取りだけでなく、民生委員との面談や**住民票（受給権者と受給資格者が同居している場合に限る。以下同じ。）**を確認した上で記入願います。また、その際の民生委員による生計同一証明書（任意様式）や住民票の写しを必ず添付願います。

- ④ 各年金に関する定期報告書の「他の法令による受給関係」欄は、年金を減額して支給するかどうかを決定するための重要な情報です。必ず「**年金の種類**」と「**年金コード**」の**2つが記載されている通知書**（年金支払通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書・支給額変更通知書等。以下「**国民年金等通知書**」という。）を確認した上で、国民年金・厚生年金が給付されている場合には必ず記入願います。また、その国民年金等通知書の写しを添付願います。

この欄の記入に当たっては、国民年金等通知書を確認することをせずに、複数年にわたり事実と異なる報告をしていたため、結果として 100 万円を超える過払が生じ、事実の発覚以後数年間にわたって年金を大幅に減額して支払った例も複数ありますので、特に入念な調査をお願いします。

4 受給者等の現況調査及び異動報告

- ① 定期報告書の作成に当たっては、受給者等の現況を十分に把握する必要がありますので、書類のやり取りだけでなく、この機会に受給者等と面談されるよう願います。
- ② 受給者等に**異動（死亡、氏名又は住所の変更、生計分離、他の法令による年金の支給開始・支給停止等）**があった場合には、市町村長又は水害予防組合管理者は、定期報告書の提出にかかわらず、遅滞なく「**年金に関する異動報告書**」を消防基金理事長に提出しなければならないとされています（様式規程第5条）。なお、「年金に関する異動報告書」についても、上記の各年金定期報告書様式と同一のフォルダーに収められています。